

奈良工業高等専門学校公用車運用管理要項

平成31年3月13日制定

令和2年12月17日改正

(目的)

第1条 この要項は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公用車の適正かつ効率的な管理及び運用を行うことを目的とする。

(総括管理者)

第2条 公用車を総括的に管理及び運用するため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、事務部長をもって充てる。

(管理者)

第3条 公用車の現況を的確に把握し、安全かつ効率的に管理及び運用するため、管理者を置く。

2 管理者は、総務課長をもって充てる。

(補助管理者)

第4条 公用車の管理及び運用を適正に処理するため、補助管理者を置き、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 公用車を運転する者の指導及び監督に関すること。
- 二 公用車の定期点検及び整備に関すること。
- 三 公用車の管理及び運用に関する手続き並びに記録等の整理及び保存に関すること。
- 四 公用車の安全管理及び事故防止の措置に関すること。
- 五 車庫及び関係施設の点検並びに災害防止措置に関すること。
- 六 その他公用車の管理及び運用のため、必要と認めた事項に関すること。

2 補助管理者は、総務係長をもって充てる。

(登録運転者)

第5条 公用車を運転できる者は、本校の教職員のうち、登録運転者名簿に登録された者（以下「登録運転者」という。）に限る。

2 次の各号を満たす者は登録運転者として申請することができる。

- 一 第1種普通自動車運転免許（以下「運転免許」という。）以上を有し、直近の1年間、継続的に自動車を運転していること。
- 二 重大な交通事故歴がないこと。
- 三 過去1年以内に免許停止等の行政処分を受けていないこと。
- 四 心身とも健康で運転に支障のないこと。

3 公用車を運転しようとする者は、登録運転者申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）を総括管理者へ提出し、その承認を得なければならない。

- 4 登録運転者は、運転免許証の有効期限を更新し、当該免許証の写し及び申請書を総務課総務係に提出することにより、その登録を更新することができる。
- 5 登録運転者は、次の各号に該当した場合、登録を抹消するため、総括管理者に報告しなければならない。
 - 一 運転免許証の有効期限が失効したとき又は自動車運転資格を喪失したとき。
 - 二 重大な交通事故又は違反を犯したとき。
- 6 総括管理者は、登録運転者が本校の教職員ではなくなった場合、その登録を抹消しなければならない。
- 7 総括管理者は、登録運転者として不適当と認める事由が発生したときは、その登録を抹消することができる。

(公用車の使用)

第6条 公用車は、公務の円滑な遂行を図る必要がある場合に限り、使用することができる。

- 2 公用車の使用は、公務の遂行のためであって、これを濫用してはならない。
- 3 登録運転者は、使用前に必ず予約するものとする。
- 4 登録運転者は、公用車の鍵を補助管理者から受け取り、使用後は直ちに返却するものとする。
- 5 1日の走行距離は、原則として300キロメートル以内とする。
- 6 第5項に規定する走行距離を超えて公用車を運用しなければならない特段の事情がある場合は、総括管理者と協議するものとする。
- 7 課外活動における公用車使用の許可基準は別に定める。

(登録運転者の責務)

第7条 登録運転者は、公用車の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 いかなる場合においても、道路交通法その他関係法令等を遵守し、安全運転に努めること。
- 二 公用車の使用前後には、必ず点検整備及び清掃を行うこと。
- 三 公用車の使用中に、故障又は事故等が発生した場合は、遅滞なく関係法令等の定める所定の措置をとるほか、速やかに管理者に報告し、その指示に従うこと。なお、登録運転者及び同乗者は、当該事故の責任及び損害補償等に関して、当事者と一切の取り決めを行わないこと。
- 四 公用車の使用後、速やかに所定の場所に格納すること。
- 五 公用車の使用後、公用車運行日誌(別紙様式2)に必要事項を記入のうえ、管理者に提出すること。

(ETCカードの使用)

第8条 ETCカードを使用する場合、登録運転者は総務課総務係において、ETCカード貸出簿に必要事項を記入し、ETCカードを受け取るものとする。

2 使用後は、E T Cカード利用記録簿に必要事項を記入し、速やかにE T Cカードを返却しなければならない。

3 E T Cカードを使用できるのは、公用車のみとする。

(事務)

第9条 この要項に関する事務は総務課で行う。

附 則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校自動車管理要項（平成4年4月1日施行）は廃止する。

3 この要項の施行日の前日において、奈良工業高等専門学校自動車管理要項に基づく登録運転者であったものは、この要項の施行日現在、第5条の登録運転者として取り扱うものとする。

附 則

この要項は、令和2年12月17日から施行する。

別紙様式1（第5条関係）

総括管理者 （事務部長）	管理者 （総務課長）	総務課 課長補佐	補助管理者 （総務係長）	総務係

登録運転者申請書

年 月 日

総括管理者 殿

（申請者）

所属

役職

氏名

印

奈良工業高等専門学校公用車運用管理要項第5条第3項または第4項に基づき、別添のとおり運転免許証の写し（表・裏両面）を添えて提出しますので、よろしくお取り計らい願います。